

○伊賀市オープンカウンター方式による見積合わせ試行要領

令和5年1月19日伊賀市告示第5号

伊賀市オープンカウンター方式による見積合わせ試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊賀市が発注する物品の調達、役務の提供等（以下「物品調達等」という。）の契約手続において、オープンカウンター方式を試行することに関し、伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてオープンカウンター方式とは、物品調達等の見積合わせにおいて、見積りの相手方を特定せず、見積合わせへの参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(適用対象)

第3条 オープンカウンター方式は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として、予定価格が30万円を超え、かつ、規則第19条第1項に規定する随意契約ができる限度額以下の物品調達等であって、その種目、対象となる事業者数等を考慮して適当と認めるものについて適用する。

- (1) 仕様説明会等で見本品又は物品等を確認しなければ見積りができないとき。
- (2) 納入期限までの期間が短く、見積期間が確保できないとき。
- (3) 規則第20条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(実施方法)

第4条 オープンカウンター方式による見積合わせ（以下「見積合わせ」という。）は、伊賀市電子入札システム（規則第8条の2に規定する電子入札（以下「電子入札」という。）を行うシステムをいう。以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。

(参加資格)

第5条 見積合わせに参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 規則第 15 条第 2 項の規定による入札参加資格者名簿に登録された者のうち、電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、電子入札の参加に必要な情報を電子入札システムに登録しているもの
- (2) 伊賀市内に本店又は契約権限を有する支店等を有する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項に規定する更生計画認可の決定（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けているもの
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項に規定する再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第 174 条第 1 項に規定する再生計画認可の決定を受けているもの
- (6) 当該見積合わせに係る次条第 1 項に規定する期間の初日から第 9 条第 1 項本文に規定する指定された日時までの間において、伊賀市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成 16 年伊賀市告示第 91 号）に基づく指名停止措置を受けていない者
- (7) 伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 21 年伊賀市告示第 144 号）別表第 1 に掲げるいずれにも該当しない者
（対象案件の公表）

第 6 条 オープンカウンター方式による物品調達等（以下「対象案件」という。）の公表は、入札情報システム（電子入札に係る情報を公表するシステムをいう。以下同じ。）により、原則として 5 日（閉庁日を除く。）以上の期間行うものとする。

2 対象案件の公表は、その内容のほか、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 参加資格に関する事項
- (2) 質問及び回答に関する事項
- (3) 見積合わせに関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、必要な事項
（仕様書等に関する質問）

第7条 見積合わせに参加しようとする者（以下「見積合わせ参加者」という。）は、仕様書等に関する質問がある場合は、対象案件ごとに指定された日時までに、質問書を提出するものとする。

- 2 前項の質問書に対する回答は、入札情報システムに掲載することにより行う。
（同等品承認申請等）

第8条 見積合わせ参加者は、対象案件の仕様書において同等品での見積りを可能としている場合において、同等品での見積りを行いたいときは、対象案件ごとに指定された日時までに、同等品承認申請書に必要書類を添付して提出し、その可否の判断を受けるものとする。

- 2 前項の規定により提出のあった同等品承認申請書に対する承認の可否は、当該同等品承認申請書を提出した者に通知する。
- 3 承認を得た同等品承認申請書の内容に虚偽、錯誤等があり、同等品による契約締結後に当該同等品が仕様要件を満たしていないことが判明したときは、当該仕様書に誤りが認められない限り、その一切の責任は、契約の相手方に帰属する。

（見積書の提出）

第9条 見積合わせ参加者は、公表された仕様書等の内容に基づき、指示された見積方法に従い、指定された日時までに、電子入札システムにより見積書を提出するものとする。ただし、見積合わせ参加者が電子入札の導入を完了しているがやむを得ない理由により電子入札による入札手続を継続できないと認められるときは、紙見積り参加届出書（様式第1号）を提出の上、オープンカウンター方式による紙見積書（様式第2号）により見積書を提出することができる。

- 2 見積書に記載する金額は、原則として、税抜金額とする。
- 3 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。

（無効な見積り）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、その見積りは、無効とする。

- (1) 第5条に規定する資格を有しない者が見積書を提出したとき。
- (2) 見積書及び添付書類が指定の日時までに提出されていないとき。
- (3) 他人のICカードを不正に取得し、その名義になりすまして見積合わせに参加したとき。

- (4) 代表者又は受任者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者の I Cカードを利用して見積合わせに参加したとき。
- (5) 同一の案件に対し、同一業者が故意に複数の I Cカードを利用して見積合わせに参加したとき。
- (6) 見積書に記載すべき事項について、入力され、又は記入された内容が不明確であるとき。
- (7) 内訳書を求めた場合において、これが添付されていないとき。
- (8) 見積金額が内訳書の合計金額と異なるとき。
- (9) オープンカウンター方式による紙見積書による見積りにおいて、記名押印若しくは訂正印を欠くとき、又は金額を訂正したとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ指示した事項に違反しているとき。

(見積合わせの成立)

第 11 条 見積合わせにおいて有効な見積りを行った者が 1 以上あるときは、当該見積合わせは、成立する。

(見積合わせの中止等)

第 12 条 見積合わせに参加する者がいないときは、当該見積合わせは、中止する。

- 2 前項に規定する場合のほか、不正の見積合わせが行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、見積合わせを中止し、又は見積書の提出期限を延期することができる。

(見積合わせの開札)

第 13 条 見積合わせの開札は、別に定める電子入札の運用基準の例により行う。

(契約相手方の決定)

第 14 条 対象案件の契約の相手方は、見積合わせにおいて有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積りを行ったものとする。

- 2 前項の規定により契約の相手方となるべき同額の見積りをした者が 2 以上あるときは、電子くじによるくじ引を行い、契約の相手方を決定する。

(再度の見積合わせ)

第 15 条 見積合わせの結果、最低見積価格が予定価格を超えているときは、当該見積合わせに参加した者を見積りの相手方とし、再度見積合わせを行うことができる。

2 前項の規定による再度の見積合わせにおいて、見積金額が前回の見積合わせにおける最低価格と同額以上の見積りをした者は、失格とする。

3 第1項の規定による再度の見積合わせに応じる者がいないときは、当該見積合わせは、不調とする。

(契約相手方の公表)

第16条 見積合わせにより決定した契約の相手方及び契約金額は、入札情報システムにより公表する。

(異議の申立て)

第17条 見積合わせに参加した者は、見積書を提出した後、この要領、仕様書等の不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

紙見積り参加届出書

年 月 日

伊賀市長（伊賀市上下水道事業管理者） 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

下記案件について、伊賀市電子入札システムによる見積り合わせに参加できないため、伊賀市オープンカウンター方式による見積り合わせ試行要領第9条第1項ただし書の規定により、紙見積りによる参加を届け出ます。

記

- 1 契約番号
- 2 件名
- 3 電子入札システムにより参加できない理由

様式第 2 号（第 9 条関係）

オープンカウンター方式による紙見積書

伊賀市長（伊賀市上下水道事業管理者） 様

住 所

称号又は名称

代表者氏名

伊賀市契約規則（令和 4 年伊賀市規則第 29 号）及び指示事項を承諾して下記のとおり見積ります。

記

金 額				
契約番号				
件 名				
場 所				
くじ番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> （3桁のくじ番号を記入のこと。）			

- (注) 1 この見積書は、1 件ごとに作成し、インク又は墨で記入し、数字はアラビア数字を用いること。
- 2 金額欄には、契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記入すること。
- 3 くじ番号が記載されていない場合は、電子入札システムにより定める。